

久留米市公告第23号

令和2年度久留米市納付通知書等封入封緘業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和2年2月17日

久留米市長 大久保 勉

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

国料-1

(2) 業務名

令和2年度久留米市納付通知書等封入封緘業務委託

(3) 履行場所

受託業者施設内

(4) 業務内容

別紙「令和2年度久留米市納付通知書等封入封緘業務仕様書」のとおり

(5) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 予定価格

4,785,777円（税抜き）

(7) 最低制限価格

非公開

2 入札参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 契約条項を示す場所  
久留米市役所健康保険課

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、エ～カの提出書類は提出しなくてよい。また、オ、カは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

また入札書に記載する金額については「令和2年度久留米市納付通知書等封入封緘業務設計書」を用いて算出すること。

(1) 提出書類

ア 入札書

イ 入札保証金納付領収書の写し又は8（1）に規定する金融機関の保証等  
※ただし、イは免除となる場合は不要。

ウ 入札参加資格確認申請書

エ 役員等調書及び照会承諾書

オ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

カ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	明

(2) 提出期限

令和2年3月3日(火) 必着

(3) 提出先(宛先)

〒830-8520 久留米市役所 健康福祉部 健康保険課(住所記入不要)

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の**二重封筒**とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、**ア. 入札書**を入れ、封筒表面に**入札番号(国料一1)**を裏面に商号又は名称を記入し、封緘すること。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうち**イ〜カ**を入れる。また封筒表面には、必ず**入札番号(国料一1) 入札書類在中(赤字)**と記入し、裏面には、送付者名(商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号)を記入すること。
- ④ **一般書留又は簡易書留**のいずれかで郵送する。

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所：久留米市庁舎1階 健康保険課窓口及び久留米市(健康保険課)ホームページ(ダウンロード可)

(2) 配布期間：公示の日から令和2年3月3日(火)まで

※窓口での入手の場合は、

月〜水、金曜日：午前8時30分から午後5時15分

木曜日：午前8時30分から午後7時00分

(土、日曜日、祝日は対応不可)

6 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を郵送にて開札日までに通知する。また入札参加資格を満たさない者の入札書については返戻するものとする。

7 開札

(1) 日時：令和2年3月16日(月) 14時00分

(2) 場所：久留米市庁舎 3階 301会議室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

※立会人は、入札者の中から市が任意の者を指名してもよい。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下(かつ最低制限価格以上)の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。またその者の入札書については返戻するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

10 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和2年2月26日（水）午後5時15分まで
- ② 受付場所：久留米市健康保険課 保険料賦課チーム（柿原・松元）
- ③ 質問の提出方法：

FAX(0942-30-9751)又はEメール([hoken@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:hoken@city.kurume.fukuoka.jp))  
で行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和2年2月28日(金)までにEメールまたはFAXで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和2年3月19日(木)までに契約締結の手続きを行うこと。

1.1 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。
- (7) 本業務の支払は、各課各月の各帳票ごとに、単価・件数により算定した価格に消費税を乗じた金額(1円未満切り捨て)とする。

1.2 問い合わせ先(事務局)

久留米市健康福祉部健康保険課：保険料賦課チーム 担当：柿原、松元

住所：福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9030

FAX：0942-30-9751

Eメール：[hoken@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:hoken@city.kurume.fukuoka.jp)